

社会福祉法人 松風会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条第1項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職を兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の賃金規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない

- (1) 報酬は、別表2に定める1人当たりの日額の範囲内とする。
- (2) 通勤手当の額は、賃金規程によるものとする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職を兼職する非常勤役員には、支給しない。

（報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第2号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とし、別表3に基づき算出するものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長決定により、定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 26 年 8 月 14 日より適用する

平成 28 年 6 月 1 日改定

平成 29 年 1 月 24 日改定

平成 30 年 11 月 2 日改定